

高槻市自転車の安全利用に関する事業等連携協定実施要綱

(目的)

第1条 「高槻市自転車安全利用条例」(以下「自転車条例」という。)に基づき、自転車利用者を始めとする全ての道路利用者が安全で快適に通行できる環境の実現に向け、企業、団体等と市とが高槻市自転車の安全利用に関する事業等連携協定(以下「協定」という。)を締結し、相互に連携及び協力を行うことで、自転車条例の周知に加え、自転車利用に関する損害保険及び共済(以下「自転車保険」という。)の加入促進、交通安全教育の充実、放置自転車に関する対策等を図り、自転車の安全利用を推進することを目的とする。

(対象企業等)

第2条 協定締結の対象となる企業、団体等は、市の事業等との連携・協働により本市の自転車の安全利用の推進に主体的に取り組む意思を有する企業、団体等(以下「企業等」という。)であり、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 大阪府内に営業所、事業所又は事務所を有し、自転車の安全利用等の推進に積極的に取り組む企業等であり、その取組が他の模範となるものであること。
- (2) 高槻市暴力団排除条例(平成25年高槻市条例第33号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者と一切の関与が無いと認められる企業等であること。
- (3) その他、企業等の提案する取組により、市民の自転車の安全利用等の推進に大きな効果が期待できる企業等であること。

(事前協議)

第3条 企業等は、連携事業の内容、連携協定の時期、その他連携協定に必要な事項について、市と事前協議を行うものとする。

(協定締結)

第4条 企業等は、前条の事前協議が調った場合には、誓約書(様式1)及び役員等名簿を市に提出するものとする。

- 2 市は、前項に規定する書類の確認を行い、第2条に規定する全ての要件を満たしていると認める場合には、高槻市自転車の安全利用に関する事業等連携協定書(様式2)を締結する。
- 3 協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の3か月前までに、甲と乙のいずれからも書面をもって改廃の申入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(取組事項等)

第5条 前条第1項の規定により協定を締結した企業等（以下「協定企業等」という。）は、協定書に基づき、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 自転車条例の周知に関すること。
- (2) 自転車保険の普及・啓発に関すること。
- (3) 交通安全教育の充実に関すること。
- (4) 放置自転車対策に関すること。
- (5) その他、自転車の安全利用の推進に資する取組に関すること。

2 取組の実施に必要な費用は、協定企業等が負担する。

3 協定企業等は、協定に基づく取組（以下「取組」という。）を実施するにあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある取組を行わないこと。
- (2) 政治活動又は宗教活動を伴った取組を行わないこと。
- (3) 協定企業等の利益誘導のみに取組を利用しないこと。
- (4) その他、公共の利益に反する取組を行わないこと。

4 協定企業等は、毎年5月末日までに、高槻市自転車の安全利用に関する事業等連携協定に関する報告書（様式3）により、前年度における取組の実施状況を報告するものとする。

(市の支援)

第6条 市は、協定企業等に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 取組に必要な情報提供を行う。
- (2) 市のホームページ等に協定企業等の名称や取組内容等を掲載し、市民に広報する。
- (3) その他、協定企業等の行う取組が促進されるよう必要な支援を行う。

(協定の解除)

第7条 市は、協定企業等が法令、条例、本要綱等に違反していると認める場合は、協定を解除することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。